「国家知識産権局による知的財産権統計の偽装・虚偽表示行為の防止と懲罰の責任制に関する規定」の印刷・配布に関する国家知識産

権局弁公室の通知

公布日:2022年2月8日

局機関各部門、専利局各部門、商標局、局のその他の直属組織、各社会団体:

中国共産党中央委員会、国務院の統計管理体制改革の深化・統計データの真実性の向上、統計に関する法律・規律違反の責任者の処分・処理等の関連の要件を踏み込んで徹底して実行し、知的財産権統計の偽装、虚偽表示行為を全面的に防止し、知的財産権統計データの品質を保障するために、「国家知識産権局の知的財産権統計の偽装・虚偽表示行為の防止と懲罰の責任制に関する規定」を制定し、印刷・配布するので、これに従い執行すること。

特にここに通知する。

国家知識産権局弁公室 2022年1月28日

国家知識産権局による

知的財産権統計の偽装・虚偽表示行為の防止と懲罰の責任制に関する規定

- 第1条 「統計管理体制改革の深化・統計データの真実性の向上に関する意見」、「統計法律・規律違反責任者処分処理提言規則」、「統計の偽装、虚偽表示行為の防止と懲罰の監察業務規定」の要件を踏み込んで徹底して実行し、統計の偽装、虚偽表示行為に対する全面的な防止と厳粛な懲罰を実施し、指導者責任制と統計担当者業務責任制を整備、実行し、知的財産権統計データの品質を保障するために、「中華人民共和国統計法」、「中華人民共和国統計法実施条例」、「統計法律・規律違反行為処分規定」及びその他の関連の法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。
- 第2条 知的財産権統計の偽装、虚偽表示行為の防止と懲罰の責任制を整備するにあたり、中国共産党中央委員会、国務院の意思決定・手配を真摯に徹底し、事実に基づき真実を追求することを堅持し、改革・革新を堅持し、法による統計を堅持し、統計の偽装、虚偽表示行為をする積極的な動機がない、することができない、したくないという職場の雰囲気を醸成するよう努め、知的財産権統計データの真実性、正確性、完全性及び適時性を向上させるために、堅実な体制・メカニズムの保障を提供しなければならない。
- 第3条 集団の指導と個人の分業を組み合わせることを堅持し、主管する者が責任を負い、処理を担当する者が責任を負うという原則に従い、知的財産権統計の偽装、虚偽表示行為の防止と懲罰の責任制を構築する。

- 第4条 国家知識産権局の主な責任者は知的財産権統計の偽装、虚偽表示行為の防止と 懲罰業務に対して主な指導責任を負い、また、統計業務の分掌責任者は直接の指導責任を 負い、その責任は次のとおりとする。中国共産党中央委員会、国務院の法による統計に関 する意思決定・手配を徹底する。先頭に立って統計に関する法律・法規・規則を遵守、執 行する。知的財産権統計の偽装、虚偽表示行為の防止と懲罰の責任制の構築を推進する。 各部門、組織が統計業務の責任を果たすよう督促する。
- 第5条 国家知識産権局の専利(特許、実用新案、意匠を含む――訳注)、商標、地理的表示及び集積回路の回路配置等の知的財産権の統計業務を具体的に担当する関係部門、組織の主な責任者は、本業務分野における統計の偽装、虚偽表示行為の防止と懲罰業務に対して第一義的責任を負い、まあ、分掌責任者は主たる責任を負い、その責任は次のとおりとする。統計に関する法律・法規・規則を遵守、執行する。本業務分野における統計の偽装、虚偽表示行為の防止に関する具体的な課題と措置を検討、実行する。法により統計調査制度の審査承認・届出手続きを実施し、統計に関する法律・法規・規則及び統計調査制度に厳格に従い本業務分野における統計調査を実施する。知的財産権品質統計モニタリングとフィードバックメカニズムを整備し、非正常専利出願等の虚偽表示行為に対して、関連指標と統計範囲を厳格に管理し、統計データの真実性を確保する。
- 第6条 国家知識産権局の専利、商標、地理的表示及び集積回路の回路配置等の知的財産権の統計業務を具体的に担当する関係部門、組織の部門責任者及び統計担当者は、本業務分野における統計の偽装、虚偽表示行為の防止と懲罰業務に対して直接の責任を負い、その責任は次のとおりとする。統計に関する法律・法規・規則を遵守、執行する。統計の偽装、虚偽表示行為の防止と懲罰の責任を確実に履行する。統計調査を科学的に設計し、規範的に実施する。法により知的財産権統計の職責を履行し、事実のとおりに知的財産権統計資料の収集、処理、検証、報告・送付、取纏め及び発表を行い、知的財産権統計資料を偽造、改ざんしてはならず、いかなる方式により、いかなる部門、組織および個人に対しても不実の記載ある知的財産権統計資料の提供を要求してはならない。統計データの品質管理業務を真摯に行う。
- 第7条 国家知識産権局の関連の責任者は、統計担当者が法により収集、整理した知的 財産権統計資料を自ら修正してはならず、いかなる方式により、統計担当者に対しても法 により収集、整理した統計資料に対する偽造、改ざんを要求してはならず、法により職責 を履行し又は違法行為を拒絶、制止した統計担当者に対して報復してはならない。
- 第8条 国家知識産権局の専利、商標、地理的表示及び集積回路の回路配置等の知的財産権の統計業務を具体的に担当する関係部門、組織の責任者及び統計担当者が知的財産権統計の偽装、虚偽表示行為の防止と懲罰の責任を厳格に履行することができない場合は、「統計管理体制改革の深化・統計データの真実性の向上に関する意見」、「統計法律・規律違反責任者処分処理提言規則」の要件に従い、「中華人民共和国統計法」、「中華人民共和国統計法実施条例」、「統計法律・規律違反行為処分規定」、「中国共産党問責条例」等に基づき責任を追及する。
- 第9条 知的財産権統計調査の管理、統計資料の管理と公示は「国家知識産権局統計業務管理規則」を参照して執行する。

第10条 本規定は国家知識産権局が解釈を担当する。本規定は印刷・配布した日から施行する。

出所: 2022 年 2 月 8 日付け中国国家知識産権局ウェブサイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/2/8/art_543_173113.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。